

堺市報道提供資料

(大阪府政記者会、大阪府警察記者クラブ 同時提供)

令和 5 年 10 月 25 日提供

令和 5 年「自転車マナーアップ強化月間」広報啓発イベントを実施します

堺市、大阪府、大阪府警察本部、大阪市など 26 機関で構成される大阪府交通対策協議会では、広く府民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることによって、交通事故防止に取り組んでいます。

このたび、令和 5 年 11 月 1 日（水）から 11 月 30 日（木）までの 1 か月間に実施する令和 5 年「自転車マナーアップ強化月間」に伴い、同月間中に特別ゲストを招いた広報啓発イベントを以下のとおり実施します。

【令和 5 年「自転車マナーアップ強化月間」について】

1 期間

令和 5 年 11 月 1 日（水）から 11 月 30 日（木）まで

2 月間の重点

- 自転車の交通ルール遵守の徹底
- 自転車のヘルメット着用の推進
- 放置自転車の追放

3 スローガン

- 自転車も 車社会の 責任者
- 自転車に 乗るなら必ず ヘルメット
- ちょっとだけ みんなが困る その放置

4 主な取組

大阪府交通対策協議会の各関係機関・団体が連携して、次の取組を行います。

- 啓発ポスター9,430 枚を市町村、警察署、鉄道駅掲示板等に掲出
- 啓発リーフレット 65,750 枚を市町村、警察署等を通じて配布
- ホームページ、SNS、広報誌、ラジオのほか、道路情報提供装置等を活用した広報啓発
- 広報啓発イベントや交通安全教室の開催
- 警察による交通指導取締りの強化

担 当 課：建設局 サイクルシティ推進部 自転車企画推進課
電 話：072-228-7636
ファックス：072-228-0220